

○松戸市商工業振興共同施設の設置等に係る補助金及び利子補給金交付
規則

昭和52年4月1日

松戸市規則第28号

全部改正

(目的)

第1条 この規則は、予算の範囲内において、市内の商工業を営む者が組織する団体（以下「団体」という。）が所有する共同施設の設置、修繕、撤去及び維持管理に係る費用の一部を補助金として交付するとともに、団体の共同施設の設置に係る支払利子の一部を利子補給金として交付することにより団体の活動を援助し、もって本市商工業の振興を図ることを目的とする。

(交付対象団体)

第2条 補助金又は利子補給金の交付を受けることができる団体は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 商店街振興組合
- (2) 中小企業等協同組合
- (3) その他市長が適当と認める任意の団体

(補助金の交付対象)

第3条 補助金の交付の対象となる共同施設の設置及び修繕並びに撤去（装飾街路灯、装飾アーチ及びアーケードに限る。）は、次のとおりとする。

- (1) 交付対象共同施設
 - ア 装飾街路灯
 - イ 装飾アーチ
 - ウ アーケード
 - エ カラー舗装道路
 - オ 駐車場
 - カ その他市長が適当と認める共同施設
- (2) 交付要件

ア 当該設置、修繕又は撤去に関し団体の構成員の過半数の同意があるもの

イ 駐車場については、５年以上顧客の利用に供するもの

ウ 修繕に係る費用を補助する場合は、共同施設設置後５年以上経過し、当該施設を修繕することによりその後５年以上使用可能になると市長が認めるもの、装飾街路灯若しくは装飾アーチの光源をLED電球に交換するもの又はLED電球を光源とする装飾街路灯若しくは装飾アーチの電球を交換（LED電球を光源とするものに限る。）するもの

エ 装飾街路灯、装飾アーチ及びアーケードの撤去に係る費用を補助する場合は、やむを得ない事情により、団体が当該施設の撤去を行うことが困難であると市長が認めるもの（当該施設を撤去した場合であつても、犯罪防止及び交通安全の保持が図られているときに限る。）

第４条 補助金の交付の対象となる共同施設の維持管理は、団体が設置し、かつ、維持管理している装飾街路灯の電灯料で、その支払が当該団体の経理を通じて処理されているものとする。

（利子補給金の交付対象）

第５条 利子補給金の交付の対象となる共同施設の設置は、次のとおりとする。

（１） 交付対象共同施設

ア アーケード

イ カラー舗装道路

ウ 駐車場

（２） 交付要件

ア アーケード及びカラー舗装道路にあつては、設置する団体がその費用を金融機関等から借り入れたもの

イ 駐車場にあつては、設置する団体がその用地購入資金を金融機関等から借り入れたもの

（補助金の額）

第６条 第３条の規定に該当する補助金の額は、次のとおりとする。

区分	補助金額		
	設置費に対する補助金額	修繕に対する補助金額	撤去に対する補助金額
装飾街路灯	認定工事費の10分の5以上10分の8以下の範囲内で定める額	認定工事費の10分の5以上10分の8以下の範囲内で定める額	認定工事費の10分の5以上10分の8以下の範囲内で定める額
装飾アーチ			
アーケード			
カラー舗装道路			
駐車場	用地借上料及び設備工事費のそれぞれの2分の1に相当する額		
その他市長が適当と認めた施設	その都度定める額		

2 前項に規定する認定工事費は、別に定める。

3 第4条の規定に該当する補助金の額は、別に定める。

(利子補給金の額)

第7条 第5条の規定に該当する利子補給金の額は、団体が金融機関等から借り入れた資金に係る支払利子の額の2分の1に相当する額とする。ただし、延滞利子を除く。

2 前項の利子補給金の交付期間は、借入れ実効日から5年間とする。

(申請)

第8条 第3条に規定する共同施設の設置、修繕又は撤去に対する補助金の交付を受けようとする団体は、松戸市商工業振興共同施設設置・修繕・撤去費補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 共同施設設置・修繕・撤去工事計画書（第2号様式）

(2) 工事、修繕又は撤去の見積書

(3) その他市長が必要と認めたもの

2 第4条に規定する共同施設の維持管理に対する補助金の交付を受けようと

する団体は、毎年１月末日までに、松戸市商工業振興共同施設維持管理費（電灯料）補助金交付申請書（第３号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- （１） 装飾街路灯配置図
- （２） 電気料金の領収書の写し

３ 第５条に規定する共同施設の設置に対する利子補給金の交付を受けようとする団体は、毎年１月末日までに、松戸市商工業振興共同施設設置支払利子補給金交付申請書（第４号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- （１） 金銭消費貸借契約証書の写し
 - （２） 金融機関等の発行する支払証明書の写し
- （決定及び交付）

第９条 前条第１項の規定による申請があつたときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金の交付の可否を決定し、当該申請者にその旨を通知するものとする。

２ 前条第２項又は第３項の規定による申請があつたときは、当該申請に係る書類を審査し、交付の可否を決定し、当該申請者にその旨を通知し、補助金又は利子補給金を交付するものとする。

（完了報告書の提出）

第１０条 前条第１項の規定による補助金の交付の決定通知を受けた者は、対象となつた工事が完了したときは、直ちに松戸市商工業振興共同施設設置・修繕・撤去完了報告書（第５号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第１１条 前条に規定する完了報告書が提出されたときは、直ちに現地を調査し、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

（変更）

第１２条 第９条第１項の規定による交付の決定通知を受けた者は、その後において当該内容を変更しようとするときは、直ちに松戸市商工業振興共同施

設設置・修繕・撤去工事計画変更承認申請書（第6号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（取消し等）

第13条 補助金又は利子補給金の交付の決定を受けた団体又は交付を受けた団体が、次の各号の一つに該当するときは、交付の決定を取り消し、又は交付した額の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 補助金又は利子補給金を受けることが不相当と認められる事実があつたとき。

(2) 補助金又は利子補給金の交付を受けるに当たつて不正な行為があつたとき。

（共同施設の処分の規制）

第14条 この規則の適用を受ける共同施設を設置又は修繕したときは、当該設置又は修繕後5年間は市長の許可を受けなければ、その運用を停止し、又は廃止することができない。

（補則）

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

（経過規定）

2 この規則による改正前の規則の規定の適用を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成16年3月31日松戸市規則第42号）

（施行期日）

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の松戸市商工業振興共同施設の設置等に係る補助金及び利子補給金交付規則の規定は、平成16年度以後の補助金について適用し、

平成15年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月29日松戸市規則第15号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の松戸市商工業振興共同施設の設置等に係る補助金及び利子補給金交付規則の規定は、平成25年度以後の補助金について適用し、平成24年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和3年9月30日松戸市規則第52号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月22日松戸市規則第8号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

第1号様式

(用紙規格JIS A4)

年 月 日

(宛先)松戸市長

申請者 団体名
代表者住所
氏名
電話

松戸市商工業振興共同施設設置・修繕・撤去費
補助金交付申請書

共同施設の設置・修繕・撤去に対する補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 申請額
- 2 添付書類

共同施設設置・修繕・撤去工事計画書

設置・修繕・撤去 事業の名称	
設置・修繕・撤去 場所	
新・増設・修繕・ 撤去の区別	
設置・修繕・撤去 個数	
総工事費	
着工予定年月日	
完了予定年月日	
工事請負者の 住所・氏名	
工事費調達方法	
設置後の管理方法	
設置後の効果	

※ 添付書類として団体の年間事業計画書を添えること。

第3号様式

(用紙規格JIS A4)

年 月 日

(あて先)松戸市長

申請者 団体名
代表者住所
氏名
電話

松戸市商工業振興共同施設維持管理費
(電灯料)補助金交付申請書

共同施設の維持管理(電灯料)に対する補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 申請額 灯 円
- 2 添付書類

第4号様式

(用紙規格JIS B5)

年 月 日

(あて先)松戸市長

団 体 名
代表者住所
申請者 氏 名
電 話

松戸市商工業振興共同施設設置支払利子
補給金交付申請書

共同施設の設置に対する利子補給金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 円

借 入 金 額	
借 入 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
借 入 金 融 機 関 名	
補給金交付対象期間	年 月 日から 年 月 日まで

2 添付書類

年 月 日

(宛先)松戸市長

団体名
報告者 代表者住所
氏名
電話

松戸市商工業振興共同施設設置・修繕・撤去完了報告書

年 月 日付けをもって共同施設設置・修繕・撤去の補助金交付を申請しました工事について、次のとおり工事を完了しましたので報告します。

記

1 施設名称

2 工事期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 しゅん工年月日

4 総工事費

第6号様式

(用紙規格JIS A4)

年 月 日

(宛先)松戸市長

申請者 団体名
代表者住所
氏名
電話

松戸市商工業振興共同施設設置・修繕・撤去
工事計画変更承認申請書

年 月 日付けをもって申請しました共同施設設置・修繕・撤去工事計画を、
次のとおり変更したいので、承認して下さるよう申請します。

記

- 1 施設名称
- 2 変更内容
- 3 変更理由

第1号様式

第2号様式

第3号様式

第4号様式

第5号様式

第6号様式